

令和 3 年 4 月 27 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01296

研究課題名（和文）卸電力市場における流動性と健全性の確保に関する研究

研究課題名（英文）Liquidity and Fairness in the Energy Market

研究代表者

武田 邦宣（TAKEDA, KUNINOBU）

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：00305674

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：電力システム改革は、垂直統合企業による独占的供給から、事業者が多数参加する卸電力取引所を利用した競争的供給へと市場構造を変化させる。同改革の成功には、卸電力取引所の「流動性」と「健全性」を確保する必要がある。本研究は、流動性確保の施策として、供給側の競争促進策、需要側の競争促進策のあり方を検討し、健全性確保の施策として、入札制度のあり方、不公正取引の規制基準を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

エネルギー市場における相場操縦について、米国とEUとで規制基準が異なるものとなっていることを明らかにした。詐欺的基準と人為的基準である。もっとも両者について収斂が見られることを明らかにした。わが国においては、適正取引ガイドラインに相場操縦にかかる言及があるものの、その内容は必ずしも十分なものではなかった。スポット市場だけでなく、ベースロード市場、非化石価値取引市場と市場が拡大するなかで、それら市場の健全性と公正性の確保は喫緊の問題であり、本研究が有する社会的意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：There used to be only 10 electricity companies in Japan, They were vertically-integrated companies which dominated each region. But after liberalization, many retail companies entered into former monopoly areas. Those new retail companies are procuring electricity in the energy market. So it depends on liquidity and fairness whether liberalization of electricity market will succeed or not. I have studied the policy and debate on those issues in US and EU, and compared them with those of Japan.

研究分野：経済法

キーワード：エネルギー市場 電力市場 卸電力取引所 相場操縦 適正取引ガイドライン

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

わが国の電力産業は、資源の海外調達から小売販売に至るまで、垂直統合企業による独占的供給を特徴としていた。しかし東日本大震災(2011年)を契機とした電力システム改革は、広域的な送電線運用の拡大(2015年)、小売の全面自由化(2016年)、送配電網の法的分離(2020年)という3段階によって、垂直的・独占的な市場構造を変化させる。電力システム改革後、市場参加者は、2005年に設立された日本卸電力取引所(JPEX)を通じてエネルギー商品(電力、送電権)を供給・調達することになる。わが国の電力システム改革は、垂直統合企業による独占的供給から、事業者が多数参加する卸電力取引所を利用した競争的供給へと市場構造を変化させるものである。このような電力システム改革が成功するためには、1)卸電力取引所における取引の厚みが増加し(流動性確保)、2)取引の公正性が確保されること(健全性確保)が必要である。しかしこれまでのところ、わが国において、これら流動性・健全性確保の問題が、十分に検討されることはなかった。その理由は、卸電力取引所の設立が比較的最近(2005年)であり、かつ自由化が進展しない状況で卸取引が低調であったことに存在すると考えられる。

しかし、電力システム改革のさらなる進展の前提として、卸電力取引所の流動性・健全性の確保は喫緊の課題である。実際、電力・ガス取引監視等委員会が、東京電力エナジーパートナー社による相場操縦に関して、業務改善を勧告した事例(2016年)も現れるに至っている。さらに、電力システム改革貫徹小委員会(2016年)により、非化石価値取引市場(2017年)、ベースロード電源市場(2019年)、容量市場(2020年)と、卸電力取引所における取扱商品の拡充が決定している。本研究はそれら社会的意義の大きな問題に取り組もうとするものであった。

2. 研究の目的

電力システム改革は、垂直統合企業による独占的供給から、事業者が多数参加する卸電力取引所を利用した競争的供給へと市場構造を変化させる。同改革の成功には、卸電力取引所の「流動性」と「健全性」を確保する必要がある。本研究は、流動性確保の施策として、供給側の競争促進策、需要側の競争促進策のあり方を検討し、健全性確保の施策として、入札制度のあり方、不公正取引の規制基準を検討する。これら検討には、金融商品や電力以外の商品取引とは異なる、独自の制度設計、不公正取引にかかる規制原理・規制基準が必要である。わが国では未検討のテーマであるが、米国にはFERC、CFTC、SEC、FTCによる実務と、それら実務を対象とした研究の蓄積がある。またEUでも2011年よりREMITが施行されており、規制事例が現れている。本研究は、米国・EUを対象とした比較法研究により、システム改革の柱としての卸電力取引所の流動性と健全性の確保のあり方を解明する。

3. 研究の方法

米国及びEUでは、自由化の前提作業ないし並行作業として、卸電力取引所の流動性と健全性を高めるための具体的施策が実行され、それらをめぐる重厚な経済法研究が存在する。本研究は、米国及びEUを対象として本格的な比較法・比較制度分析を行う。また、下で述べるように、本研究は、投資家保護を目的とした金融商品取引法や商品先物取引法と、市場支配力の規制を目的とした独占禁止法の複合・融合領域を開拓する。

4. 研究成果

わが国とは異なり、米国及びEUでは、不公正取引の規制原理・規制基準について活発な議論がなされてきた。金融商品取引法等を継受した「詐欺的基準(fraud-based standard)」と、市場支配力の直接コントロールを可能にする「人為的価格基準(artificial price standard)」の選択が議論の対立点である。米国では、FERC(連邦エネルギー規制委員会)、SEC、FTCが詐欺的基準のみを採用するのに対して、CFTC(米国商品先物取引委員会)は両基準を採用する。EUでは、両基準を備えるREMIT(エネルギー卸市場の健全性確保にかかる規則)が施行されている(2011年)。両基準の間隙を埋めるものとして、米国では、「経済合理性のない取引基準(uneconomic trading standard)」を主張する学説も存在する(G.TAYLER ET AL., MARKET POWER AND MARKET MANIPULATION (2015), at 194)。

これら議論は、投資家保護を目的とした金融商品取引法や商品先物取引法、市場支配力の規制を目的とした独占禁止法だけでは、卸電力市場の健全性を確保することに不十分であるとの問題関心から展開されている。たとえばEUでは、競争法(独占禁止法)により相場操縦を規制するためには、市場を画定して支配的地位を認定しなければならないところ、1)卸電力取引は時間ごとに細分化されており、短時間(30分)の板寄せ取引について「市場」を画定できるのか、2)支配的地位は市場シェアに基づき認定されるのが判例であるところ、相場に影響を与え得る地位(いわゆるpivotalな地位)は市場シェアで認定できないのではないかといった議論が展開されている(P.TSANGARIS, CAPACITY WITHDRAWALS IN THE ELECTRICITY WHOLESALE MARKETS (2017), at 164-171)。

以上の研究成果について、武田邦宣＝松尾健一「卸電力市場における相場操縦の規制」(『エネ

ルギー産業の法・政策・実務』所収)を公表した。米国法およびEU法の研究からは、詐欺的基準と人為的価格基準の収斂と、それを越えた制度の不当利用基準の存在を確認できた。結論をまとめると次のとおりとなる。すなわち、米国では、金融商品取引規制等での先例を基礎に、卸電力市場における規制が構築された。そして、詐欺的基準と人為的価格基準は、取引的詐欺として、それ自体では経済合理性のない取引を規制する場合を問題にするとの収斂が見られる。EUでは、人為的価格基準について、相場への有意な影響が確認された場合には、当事会社が正当化理由を示すことがない限り、要件の充足が認められる点に注目できる。もっとも、卸電力市場については、これら証券市場規制から継受した詐欺的基準と人為的価格基準の収斂を越えて、制度の不当利用との考え方が重要な規制原理として機能することに注目できる。卸電力については、市場参加者の経済合理的判断のみでその機能が確保されるとは考えられていないのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 38
2. 論文標題 ガス市場における競争促進上の論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Nextcom	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川濱昇 = 武田邦宣	4. 巻 20-J-013
2. 論文標題 オンライン広告市場における競争分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 RIETI Discussion Paper Series	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 1518
2. 論文標題 単独型競争の実質的制限と問題解消措置	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 平成29年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 254-255
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 810
2. 論文標題 企業結合規制の現代的課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 1523
2. 論文標題 人材獲得市場における共同行為と独占禁止法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 36-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 2019年3・4月
2. 論文標題 デジタル・エコノミーにおける競争政策の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 世界経済評論	6. 最初と最後の頁 30-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣	4. 巻 1135
2. 論文標題 データの集中と企業結合規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 67-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 金井 貴嗣、川瀨 昇、泉水 文雄、河谷 清文、瀬領 真悟、武田 邦宣、中川 寛子、平山 賢太郎、宮井 雅明	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 560
3. 書名 ケースブック独占禁止法	

1. 著者名 友岡史仁 = 武田邦宣編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 451
3. 書名 エネルギー産業の法・政策・実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------